

いばらき

【おしらせ版】

ひとり親家庭

、 重度障害をもつ方

を対象としたマル福をお使いの皆様へ

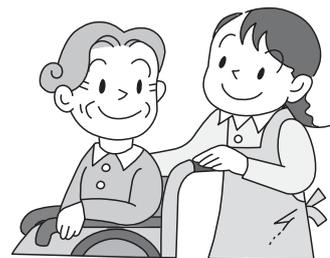
マル福受給者証の更新の時期になりました

現在お使いのマル福受給者証の有効期限は6月30日までとなっております。7月1日から受給者証が新しくなります。令和3年中の所得により、該当、非該当の判定を行い、該当する方へ6月下旬に新しい受給者証を送付します。

☆ 下記に該当する方は、手続きが必要となりますので、6月中に手続きされますようお願いいたします。なお、該当する方には6月上旬に通知しています。

- ・令和4年1月1日以降に転入された方
- ・令和3年中の所得の申告をされていない方
- ・障害者手帳・障害年金証書等の確認が必要な方
- ・その他確認事項がある方

☆ マル福には所得制限があります(制限額は下表をご参照ください)。また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合、非該当となります。



○ひとり親家庭マル福

合計扶養親族数		うち老人扶養親族数 (特定扶養親族は更に15万円加算)	
		1人	2人
0人	301万6千円		
1人	339万6千円	349万6千円	
2人	377万6千円	387万6千円	397万6千円
3人	415万6千円	425万6千円	435万6千円

○重度障害マル福

扶養親族	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
	扶養親族1人につき38万円加算、特定扶養親族は更に25万円加算	扶養親族1人につき21万3千円加算、特定扶養親族は更に6万円加算

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

「ウクライナ人道危機救援金」募金箱を設置しています

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの方が緊張と不安の中で過ごされています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人々が周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロバキア等）に避難しています。この状況を受け、日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、救援金の受付を開始しました。

町においても、人道危機が懸念されるウクライナの方々を支援するため、下記のとおり募金箱を設置しています。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

○募金箱設置期間 9月30日(金)まで

○募金箱設置場所 茨城町役場(1階インフォメーション、社会福祉課カウンター)、茨城町役場駒場庁舎(生涯学習課カウンター)、茨城町水道課、茨城町立図書館、茨城町社会福祉協議会、涸沼自然公園、茨城町運動公園

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)